第３４１－２３号

令和４年３月１０日

　介護保険サービス事業所　開設者　様

　高崎市長　富岡　賢治

（担当：長寿社会課）

　　　指定更新の指定有効期限を合わせる場合の手続きについて（通知）

　標記の件について、令和３年９月１３日付で通知をお送りしましたが、対象となるサービス種別の取扱いを一部変更するため、改めて通知します。

介護保険法の規定により介護サービス事業所の指定については、６年ごとに更新を受けることとされており、それぞれのサービスごとに指定更新手続きを行う必要があります。

　手続きに要する事務負担を軽減するため、当市における指定更新手続きの取扱いについて、同一事業所で一体的なサービスの指定を受けていて、それぞれの指定有効期限が異なる場合にあっては、指定更新申請の際に一体的サービスの指定もあわせて更新することで、更新後の指定有効期限を合わせることができることとします。

１　指定有効期限を合わせることができるサービスについて

　　指定有効期限を合わせることができるサービスは、次の条件をいずれも満たす場合に限ります。

　①　同一所在地で指定を受けていること。

　②　次のいずれかのサービスに該当すること。

ａ　居宅サービス（地域密着型サービス）と一体的に提供される介護予防サービス（地域密着型介護予防サービス、総合事業）であること。

　　ｂ　基準上、一体的な運営が認められるサービス同士であること。

　③　令和３年９月３０日以降に指定有効期限が終了するサービスであること。

【一体型サービスの例】

・通所介護と通所型サービス　⇒　〇

・訪問看護と介護予防訪問看護　⇒　○

・介護老人福祉施設と併設型・空床型短期入所生活介護　⇒　○

・認知症対応型共同生活介護と共用型認知症対応型通所介護　⇒　○

・通所介護と訪問介護　⇒　×

２　申出方法

　　指定更新申請時に、別添の「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」をあわせて提出してください。

３　指定有効期限を合わせて更新する場合の指定有効期限の考え方について

　　指定有効期限満了が早いサービスの指定更新時に、一体的サービスを同時に更新することで、更新後の有効期限を合わせることとなります。

高崎市役所

福祉部長寿社会課福祉施設担当

電話：027-321-1248

FAX：027-326-7387

E-mail：choujyu@city.takasaki.gunma.jp

指 定

指 定

同 時 更 新

指定有効期限

R10.3まで

【参考例】

訪問介護事業所において訪問型サービスの指定有効期限が異なっており、指定有効期限を合わせて更新する手続きをする場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H28.4 | H29.4 | H30.4 | H31.4 | R2.4 | R3.4 | R4.4 | R5.4 | R6.4 |
| 訪問介護 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 訪問型サービス |  |  |  |  |  |  |  |  |  |